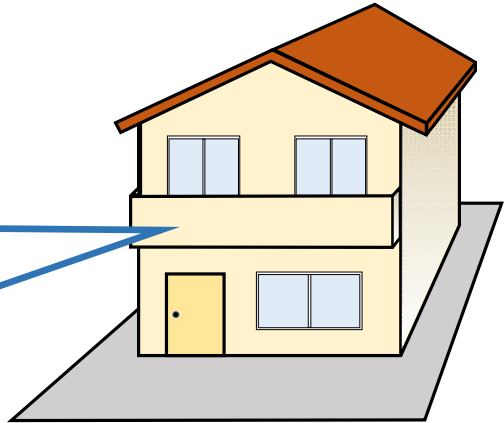


課税明細書の見方〈家屋〉

この建物を例に各項目の解説を行います

所在地：二宮 字下塚場 350-1
 種類・用途：居宅普通・居宅普通
 構造：木造
 家屋番号：350-1
 登記床面積：100.00㎡
 現況床面積：100.00㎡
 建築年：令和6年
 現況階層：2階
 現況屋根：スレート葺
 評価額：10,000,000円



※納税義務者欄には、標準化による仕様で登記名義人が掲載されます。

納税義務者	あきる野市二宮350番地1	通知書番号	0000132284
	あきる野 太郎		

区分	土地又は家屋の所在地		不動産番号	固	課税標準額 (円)	本則課税標準額 (円)	前年度課税標準額又は標準課税標準額 (円)			
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積 (㎡)	建築年	評価額 (円)	定	軽減税額 (円)	減免税額 (円)	相当税額 (円)			
現況地目又は種類構造	現況地積又は床面積 (㎡)	現況階層		都	課税標準額 (円)	本則課税標準額 (円)	前年度課税標準額又は標準課税標準額 (円)			
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積 (㎡)	現況屋根	計	軽減税額 (円)	減免税額 (円)	相当税額 (円)				
備考					小規模住宅用地	地積	固定課税標準額 (円)	固定負担水準	都計課税標準額 (円)	都計負担水準
					一般住宅用地					
					上記以外の土地					
家屋	二宮 字下塚場 350-1			固	10,000,000					
居宅普通・居宅普通	100.00	令和6年		定	70,000	0			70,000	
木造	100.00	2階建	10,000,000	都	10,000,000					
350-1		スレート		計	0	0			27,000	
登記氏名又は名称	あきる野 太郎、新築 (3年)、新築住宅特例適用床面積 100.00㎡				小規模住宅用地					
					一般住宅用地					
					上記以外の土地					

1. 各項目の解説 <区分・所在地・種類用途・構造・家屋番号>

家屋	二宮 字下塚場 350-1			固	10,000,000				
居宅普通・居宅普通		100.00	令和6年	定	70,000		0		70,000
木造		100.00	2階建	都	10,000,000				
350-1			スレート	計	0		0		27,000
登記氏名又は名称	あきる野 太郎 新築(3年)、新築住宅特例適用床面積 100.00㎡								

①区分……家屋の場合には「家屋」と表示します。

②所在地……家屋の所在地番です。

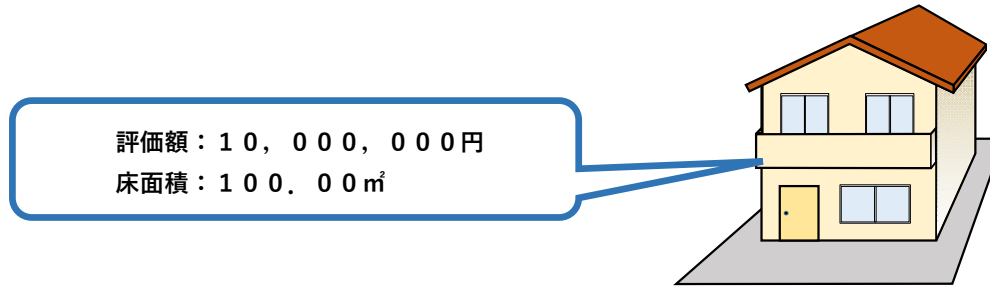
③種類・用途……家屋の種類と用途です。

④構造……家屋の主となる構造です。

⑤家屋番号……登記簿等に記録されている家屋番号です。未登記の場合は、〇〇〇-〇〇〇-M〇〇と表示します。

4. 評価額から税額の算出方法

<例>の家屋における評価額から税額までの算出方法は以下のとおりです。



固定資産税

家屋は評価額がそのまま課税標準額となるため、10,000,000円が家屋の課税標準額となります。

課税標準額に税率1.4%を乗じることで、固定資産税の相当税額を算出することができます。

$$10,000,000円 \times 0.014 = 140,000円$$

以上の計算により、固定資産税の相当税額は 140,000円 となります。

※新築住宅に対する減額が適用される場合は、算出した固定資産税の1/2が減額されますので、

$$140,000円 \times 1/2 = \underline{70,000円}$$

となり、こちらが最終的な税額となります。

都市計画税

家屋は評価額がそのまま課税標準額となるため、10,000,000円が家屋の課税標準額となります。

課税標準額に税率0.27%を乗じることで、都市計画税の相当税額を算出することができます。

$$10,000,000円 \times 0.0027 = 27,000円$$

以上の計算により、都市計画税の相当税額は 27,000円 となります。

※都市計画税には、新築住宅に対する減額は適用されません。